

## 【居宅介護支援費】

(2024.4.1現在)

なないろケアプランセンター

## 居宅介護支援費（Ⅰ）取扱件数45件未満

	単位数	サービス利用料金
要介護 1 又は要介護 2	1,086	11,088
要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	1,411	14,406

## 居宅介護支援費（Ⅱ）取扱件数45件以上60件未満

	単位数	サービス利用料金
要介護 1 又は要介護 2	544	5,554
要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	704	7,187

## 居宅介護支援費（Ⅲ）取扱件数60件以上

	単位数	サービス利用料金
要介護 1 又は要介護 2	326	3,328
要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	422	4,308

## 【加算項目】

加算	単位数	サービス利用料金
初回加算	300	3,063
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250	2,552
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200	2,042
退院・退所加算（Ⅰ）イ 入院または入所期間中1回を限度に算定	450	4,594
退院・退所加算（Ⅰ）ロ 入院または入所期間中1回を限度に算定	600	6,126
退院・退所加算（Ⅱ）イ 入院または入所期間中1回を限度に算定	600	6,126
退院・退所加算（Ⅱ）ロ 入院または入所期間中1回を限度に算定	750	7,657
退院・退所加算（Ⅲ） 入院または入所期間中1回を限度に算定	900	9,189
通院時情報連携加算	50	510
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	2,042
ターミナルケアマネジメント加算	400	4,084

※初回加算は、新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合、要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合に算定します。

※入院時情報連携加算（Ⅰ）は、入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対

して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合に算定します。

※入院日前の情報提供を含みます。

※営業終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含みます。

※入院時情報連携加算（II）は、入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合に算定します。

※営業終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含みます。

※退院・退所加算（I）イは、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により一回受けている場合に算定します。

※退院・退所加算（I）ロは、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより一回受けている場合に算定します。

※退院・退所加算（II）イは、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカファレンス以外の方法により二回以上受けている場合に算定します。

※退院・退所加算（II）ロは、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を二回受けており、うち一回以上はカンファレンスによる場合に算定します。

※退院・退所加算（III）は、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を三回以上受けしており、うち一回以上はカンファレンスによる場合に算定します。

※通院時情報連携加算は、利用者が医師又は歯科医師の診断を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合に算定します。

※緊急時等居宅カンファレンス加算は、病院又は診療所の求めにより、医師又は看護師と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、利用の調整を行った場合に算定します。

※ターミナルケアマネジメント加算は、終末期の医療やケアの方針に関する利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供了の場合に算定します。